

## 日高海区における海区漁場計画

### 1 漁業権に関する事項

漁場番号		ア 漁場の位置	イ 漁場の区域	ウ 漁業の種類(漁業の名称)及び漁業時期		エ 存続期間	オ 条件	カ その他漁業権の設定に関し必要な事項
(1)	新さけ定第4号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	定置漁業 (さけ定置漁業)	6月1日から12月11日まで	令和4年7月1日から 令和5年12月31日まで	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければならない。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とする。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければならない。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはならない。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはならない。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはならない。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがある。	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

### 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし